

第3次湯沢市一般廃棄物処理基本計画(案)



令和8年 月策定

湯 沢 市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	3
第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間等	5
第4節 計画の進行管理	5
第2章 湯沢市の概況	6
第1節 市の概況	6
1 市の概要	6
(1) 市域の概要	6
(2) 人口と世帯の動向	6
(3) 産業の概要	6
第3章 ごみ処理基本計画	7
第1節 廃棄物の区分	7
第2節 収集運搬	7
第3節 処理・処分	7
第4節 ごみ処理の実績	9
1 ごみの排出量	9
2 区分別のごみ排出量	9
3 1人1日当たりのごみ排出量	9
4 目標値の達成状況	9
第5節 今後のごみ処理	18
1 基本理念	18

2	基本方針	18
(1)	基本方針1 3Rの推進	18
(2)	基本方針2 廃棄物の適正処理	18
(3)	基本方針3 協働による循環型社会への転換	19
3	施策展開	20
(1)	基本方針1 3Rの推進	20
(2)	基本方針2 廃棄物の適正処理	20
(3)	基本方針3 協働による循環型社会への転換	21
4	具体的な取り組み	21
5	数値目標	24
第4章	生活排水処理基本計画	25
第1節	生活排水の現状と課題	25
1	処理形態別人口の現状	25
2	し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移	26
3	生活排水処理の課題	26
(1)	生活排水処理	26
(2)	し尿処理施設	26
第2節	生活排水処理の基本方針	27
1	基本方針	27
2	計画目標値の設定	27
3	生活排水処理計画	27
(1)	公共下水道の整備推進	27
(2)	合併処理浄化槽の普及推進	27
(3)	最終処分計画	28

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の背景

これまで、人々が生活の豊かさや利便性を追求する中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、その結果として環境への負荷が増大し、資源や物質の循環が滞るとともに、温室効果ガスの排出増加による地球温暖化の進行が深刻化しています。これらの問題は、人類の持続的な発展や生存基盤に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

国では、環境への負担が少ない循環型社会の形成を目指し、これまで第四次（平成30年）および第五次（令和6年）循環型社会形成推進基本計画を策定し、廃棄物の適正処理や資源の有効利用、温室効果ガス削減などに総合的に取り組んできました。

さらに、令和元年度に制定された「食品ロスの削減の推進に関する法律」や、令和4年度から施行された「プラスチック資源循環促進法」など、循環型社会を支える新たな法制度の整備が進められています。

これらの施策を踏まえ、国は発生抑制・再使用・再生利用の優先的推進による資源循環の高度化を図りつつ、脱炭素社会・自然共生社会との統合的な推進を目指しています。

本市においても、「第2次湯沢市総合振興計画後期計画」において、基本目標の一つに「豊かな自然が輝く安全で暮らしやすいまち」を掲げ、環境保全と循環型社会の形成に向けた取り組みを推進しています。

特に市民生活と密接に係わる安心な生活環境の構築においては、「循環型社会の形成と環境衛生の向上」を主要施策として位置づけ、市民・事業者・行政の協働による資源循環の促進、ごみの減量化、適正処理体制の整備に努めています。

このような状況を踏まえ、本市では、平成30年度に策定した「湯沢市一般廃棄物処理基本計画（令和元年度～令和7年度）」の計画期間が満了することから、令和8年度を初年度とする新たな計画を策定します。

この計画では、これまでの取組成果を踏まえつつ、次の基本的方向性により、より一層の循環型社会の形成を推進します。

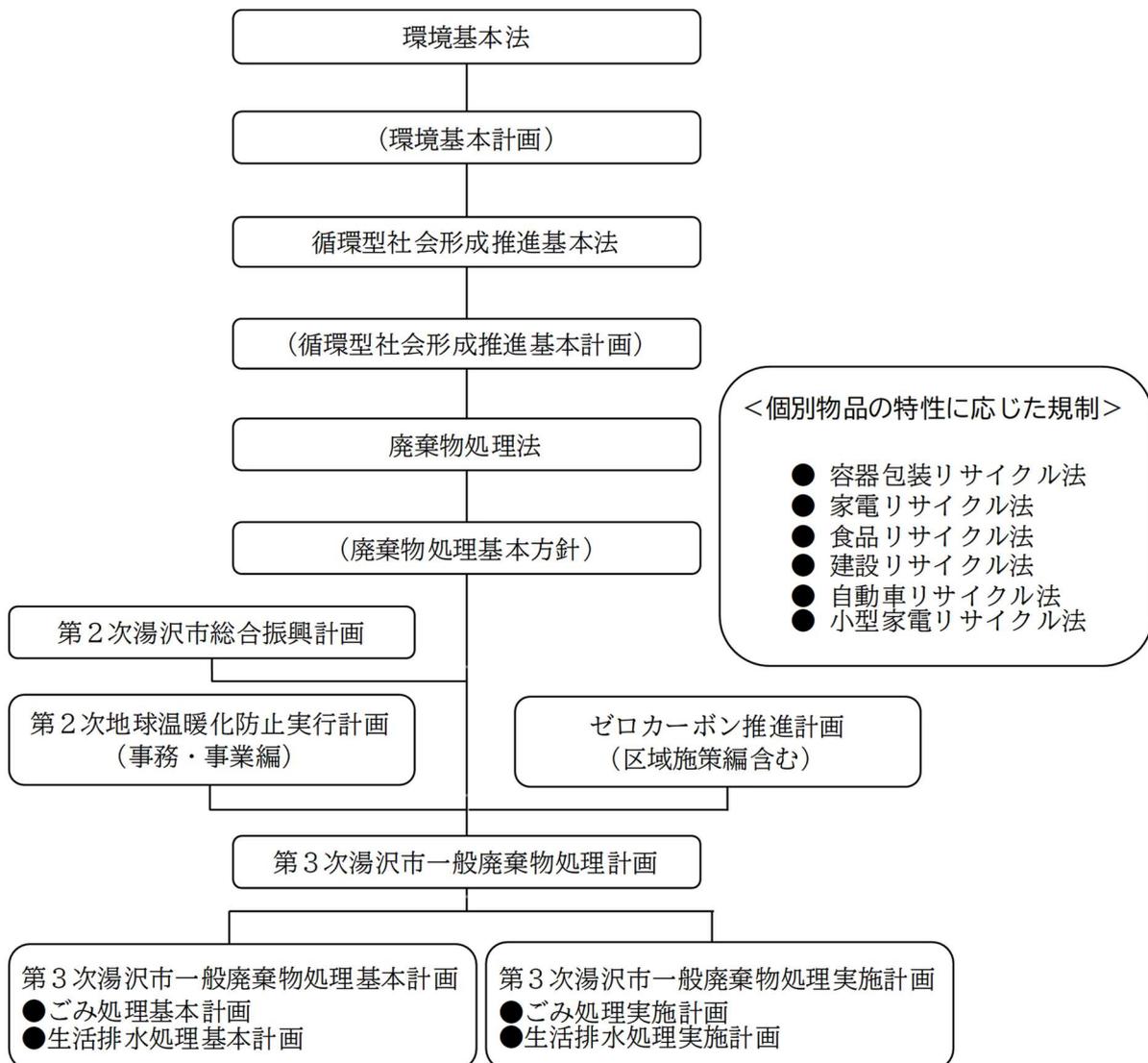
- 1 ごみの発生抑制・再使用・再生利用（リデュース・リユース・リサイクル）を最優先とする取組の推進

- 2 適正処理の徹底と環境負荷の最小化
- 3 脱炭素社会の実現と地域資源循環の強化

これらを総合的かつ計画的に推進することにより、本市の将来を見据えた持続可能な循環型社会の構築を目指します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、策定するものです。



第3節 計画の期間等

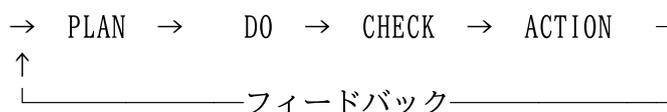
本計画は、湯沢市一般廃棄物処理基本計画（長期：5年間）と湯沢市一般廃棄物処理実施計画（短期：毎年度）とし、それぞれ「ごみ処理」と「生活排水処理」の二分野とします。最終目標年次を令和12年度、計画の対象区域を市内全域とし、本市で発生する全ての一般廃棄物を対象とします。

【計画期間：令和8年度～令和12年度】

- 計画初年度 令和8年度
- 計画最終目標年度 令和12年度

第4節 計画の進行管理

本計画は、「第2次湯沢市総合振興計画」に示されている「計画の評価と管理」の方法に基づき、PDCAのサイクルによる進行管理を行うこととします。



- 計画（PLAN） 「湯沢市一般廃棄物処理基本計画」「湯沢市一般廃棄物処理実施計画」の策定・改定を行い周知します。
- 実行（DO） 「湯沢市一般廃棄物処理基本計画」「湯沢市一般廃棄物処理実施計画」に従った一般廃棄物処理を実施します。
- 評価（CHECK） 毎年度、現状分析を行いながら、目標達成に向けて検証します。
- 改善（ACTION） 毎年度、検証に基づき「湯沢市一般廃棄物処理実施計画」の見直しを行います。

第2章 湯沢市の概況

第1節 市の概況

1 市の概要

(1) 市域の概要

本市は、秋田県の南東部に位置し、宮城県、山形県の両県に接して秋田県の南の玄関口となっており、面積は790.91平方キロメートルで、秋田県の面積の約6.8%を占めています。

東方から南方にかけての奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれて、それらの山々を源に、南北に貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川や役内川沿いに豊かな水田地帯を形成しており、県境付近の西栗駒一体は、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれています。

(2) 人口と世帯の動向

本市の人口は、平成22年の国勢調査では50,849人、令和2年の国勢調査では42,096人と10年間で8,753人減少しており、将来人口推計も国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」において、令和22年には26,164人まで減少すると推計されております。

世帯数においても、平成22年の国勢調査では16,855世帯、令和5年の国勢調査では15,686世帯と人口の減少に伴い10年間で1,169世帯減少しています。

このような状況を踏まえ、本市では令和22年に31,664人の人口の確保を目指して様々な施策を推進しています。

(3) 産業の概要

産業区分別就業数の推移では、全体の就業者数は減少傾向となっており、平成22年の就業者数23,991人に対し、令和2年には就業者数21,241人と10年で2,750人、率にして11.5%減少しています。

就業者数に対する産業区分別の就業割合は、第1次産業が全体の約11.9%、第2次産業が全体の約30.7%、第3次産業が全体の56.3%となっており、10年間の推移としては、第1次産業が21.0%の減少、第2次産業が17.8%の減少、第3次産業が6.8%の減少となっています。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 廃棄物の区分

本計画では、「一般廃棄物(産業廃棄物以外)」のうち、「し尿、生活排水」を除いたもの全てを「ごみ」とし、このうち事業活動によって排出される「ごみ」を「事業系ごみ」、家庭から排出される「ごみ」を「家庭系ごみ」とします。

「ごみ」は、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ・特別粗大ごみ」「資源ごみ」に区分し、このうち「資源ごみ」は、「ビン」「缶」「古紙(新聞、雑誌類、段ボール類、紙パック、その他の紙)」「ペットボトル」「その他プラスチック(プラスチック製容器包装類)」「古布」に区分します。

第2節 収集運搬

家庭から排出される「家庭系ごみ」は、事前に定められた収集日に、ごみ集積所(ごみステーション)で、市が分別収集することとし、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ・特別粗大ごみ」の分別区分で収集します。

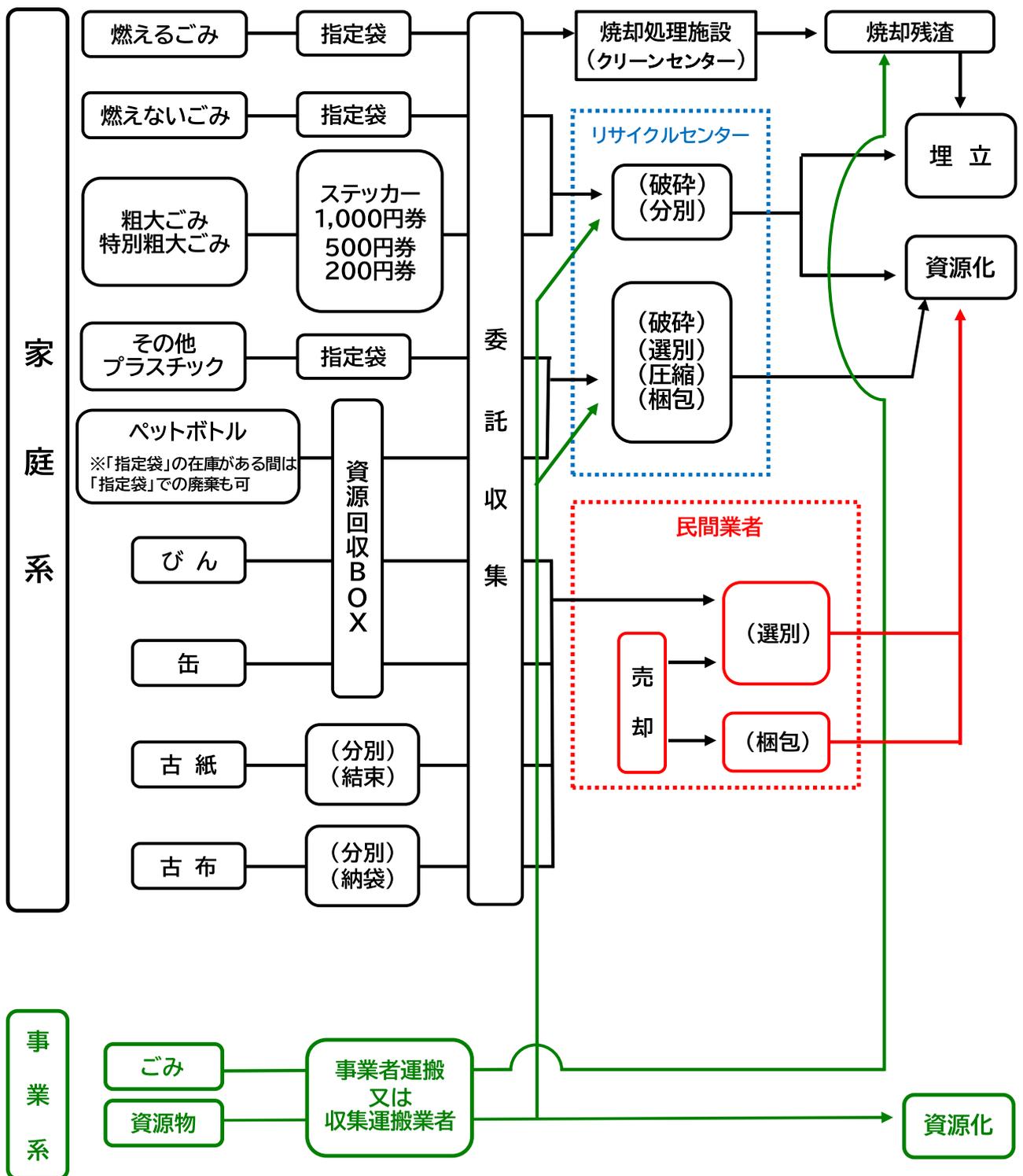
更に「資源ごみ」は、「ビン」「缶」「古紙」「ペットボトル」「その他プラスチック」「古布」の分別区分で収集します。

事業所から排出される「事業系ごみ」は、事業者の責任において適正に処理することとし、その方法は、処理施設への直接搬入や収集運搬許可業者へ委託することとします。

小型家電用品、リチウムイオン蓄電池、電池類(ボタン電池、CR電池含む)は、都市鉱山といわれるほどレアメタルを始めとする金属資源が含まれており、これらを再資源化することで、環境負荷の低減や資源の安定供給、サーキュラーエコノミー(循環経済)の実現が図られることから、市が市有施設及び市内各事業所に設置した「小型家電用品回収BOX」を始めとする専用ボックスを用いて市民からの持ち込みにより回収することとします。なお、「適正処理困難物」や「家電リサイクル法対象品目等」は、市では収集しないこととします。

第3節 処理・処分

本市では、湯沢雄勝広域市町村圏組合が設置する各処理施設で処理・処分することとしますが、ビン、缶、古紙、古布は、民間処理業者で処理を行い、再資源化を図ります。



第4節 ごみ処理の実績

1 ごみの排出量

本市の「ごみ」の排出量は年々減少しており、第1次計画最終前年度の平成29年度が15,556トン、第2次計画中間見直しにあたる令和3年度が14,888トン、直近の令和6年度には13,130トンと着実に減少を続けています。

2 区分別のごみ排出量

区分別の排出量については、「事業系ごみ」が平成29年度は5,185トン、令和3年度が4,768トン、令和6年度が4,358トンとなっています。

「家庭系ごみ」のうち「資源ごみ以外」が平成29年度は8,648トン、令和3年度が8,633トン、令和6年度が7,527トンとなっており、「資源ごみ」は平成29年度が1,723トン、令和3年度が1,487トン、令和6年度が1,243トンとなっています。

3 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみの排出量は、ごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標とされております。

本市における「1人1日当たりのごみ排出量」は、平成29年度が928グラム、令和3年度が968グラム、令和6年度が916グラムとなっています。

また「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は、平成29年度が516グラム、令和3年度が562グラム、令和6年度が525グラムとなっています。

※1人1日当たりのごみ排出量＝湯沢市の1年間のごみ総排出量÷人口÷365日

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量（資源ごみを除いた家庭系ごみ）÷人口÷365日

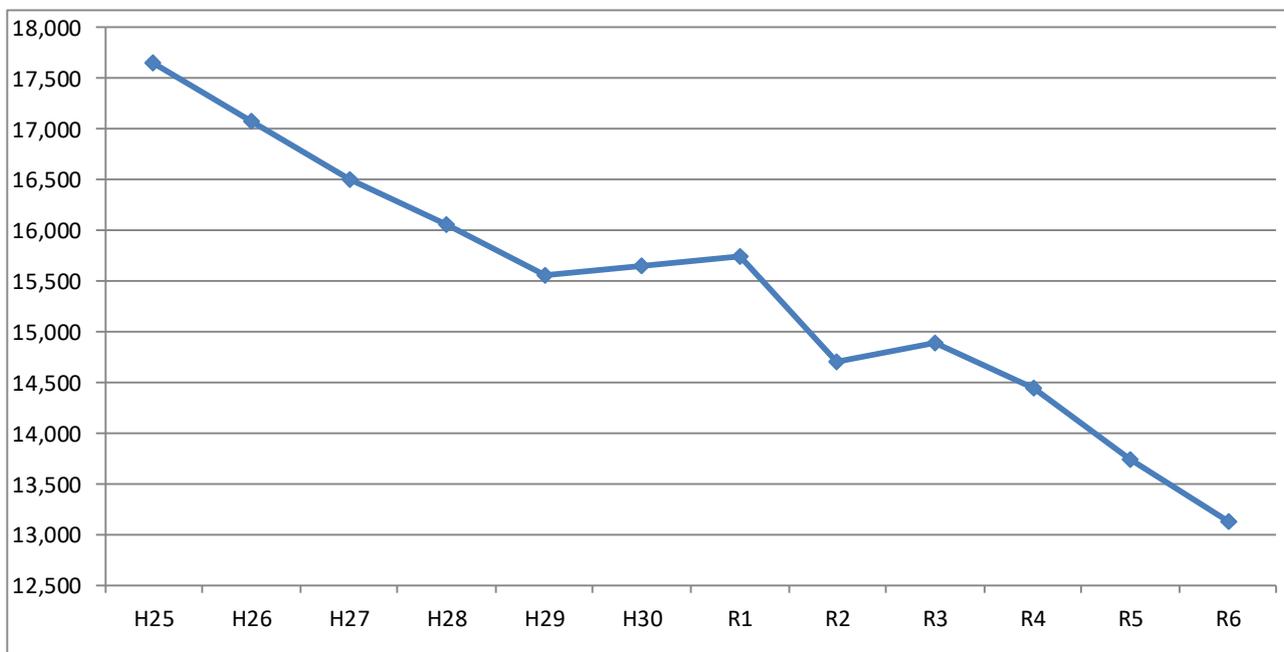
4 目標値の達成状況

本市全体としてのごみの総排出量は減っているものの、1人1日当たりのごみの排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量ともほぼ横ばいに推移しており、第2次計画で掲げた1人1日当たりのごみの排出量850グラム、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量440グラムの目標数値の達成は難しく、今後のごみ減量化に向けて一層の取組が求められております。

湯沢市ごみ収集量の推移（全体）

単位：t

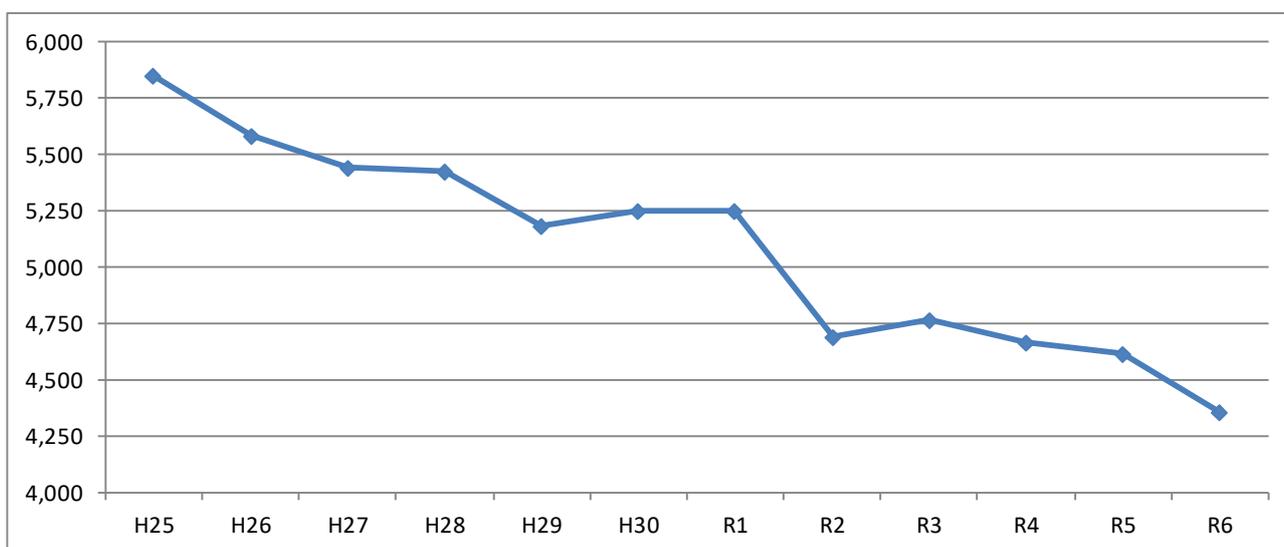
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	17,643	17,064	16,505	16,055	15,556	15,649	15,739	14,709	14,888	14,438	13,743	13,130



湯沢市ごみ収集量の推移（事業系ごみ）

単位：t

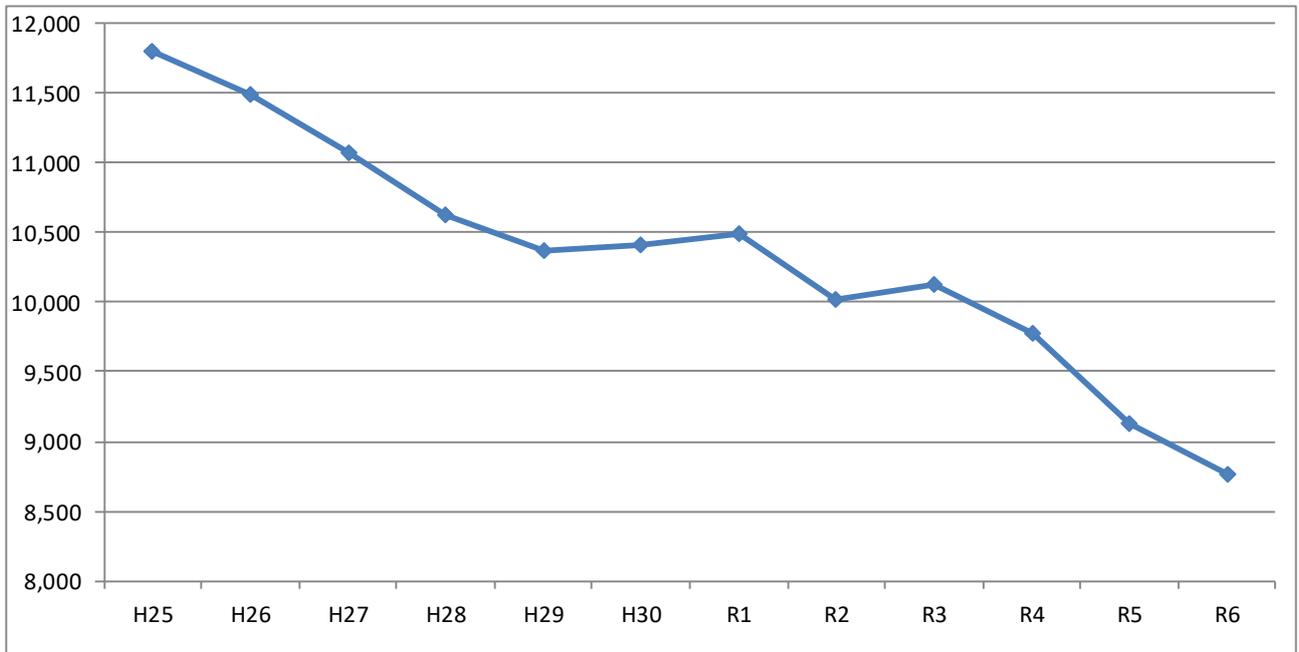
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	5,851	5,581	5,438	5,427	5,185	5,244	5,246	4,687	4,768	4,662	4,616	4,358



湯沢市ごみ収集量の推移（家庭系ごみ）

単位：t

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	11,792	11,483	11,067	10,628	10,371	10,405	10,494	10,023	10,120	9,777	9,127	8,770



湯沢市ごみ収集量の推移（「家庭系ごみ」のうち「資源ごみ以外」）

単位：t

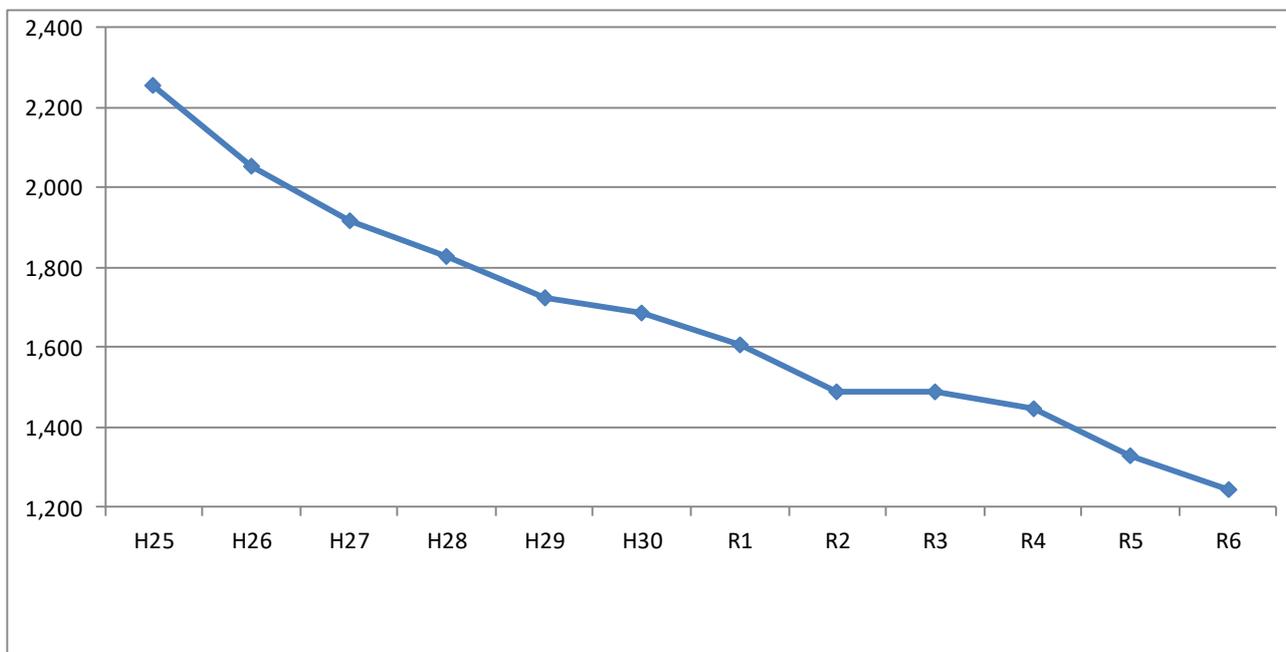
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	9,540	9,430	9,153	8,801	8,648	8,718	8,888	8,533	8,633	8,331	7,800	7,527



湯沢市ごみ収集量の推移（「家庭系ごみ」のうち「資源ごみ」）

単位:t

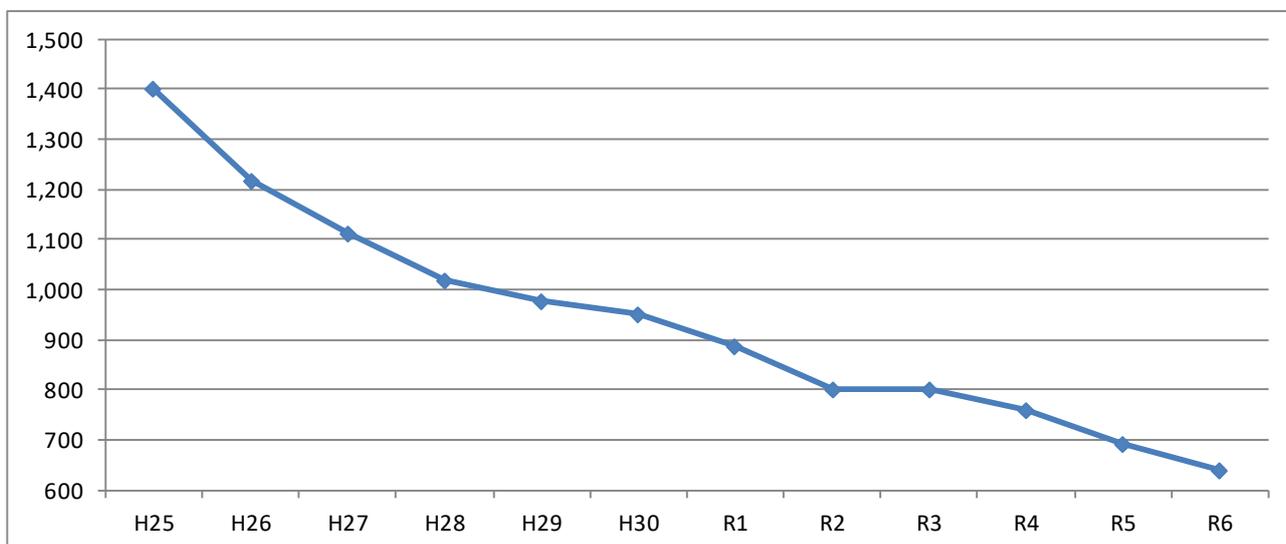
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	2,252	2,053	1,914	1,827	1,723	1,688	1,605	1,490	1,487	1,445	1,327	1,243



湯沢市ごみ収集量の推移（主な資源ごみ：古紙）

単位:t

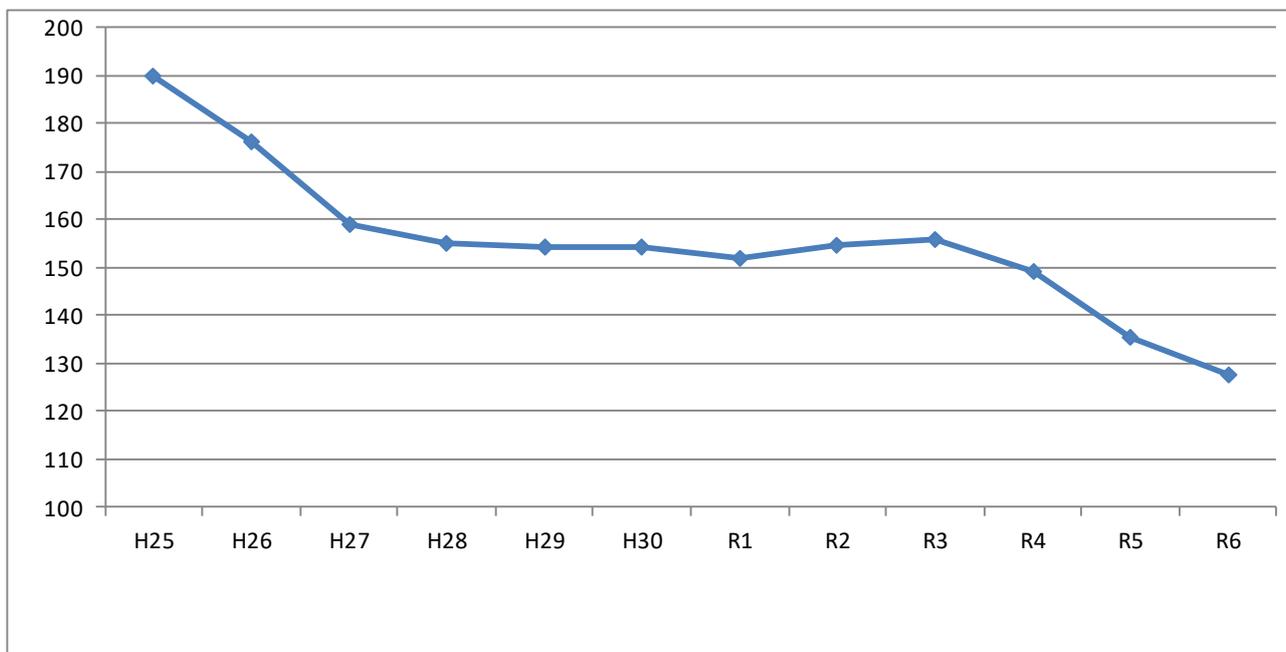
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	1,400	1,216	1,114	1,020	976	951	887	801	800	758	691	639



湯沢市ごみ収集量の推移（主な資源ごみ：缶類）

単位:t

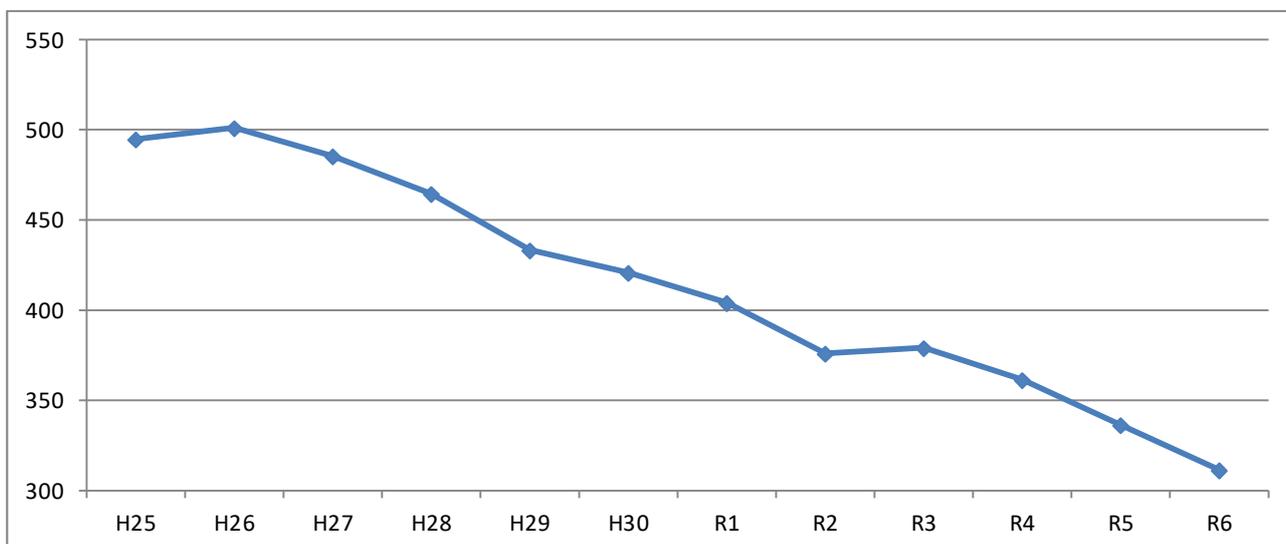
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	190	176	159	155	154	154	152	155	156	149	135	127



湯沢市ごみ収集量の推移（主な資源ごみ：びん類）

単位:t

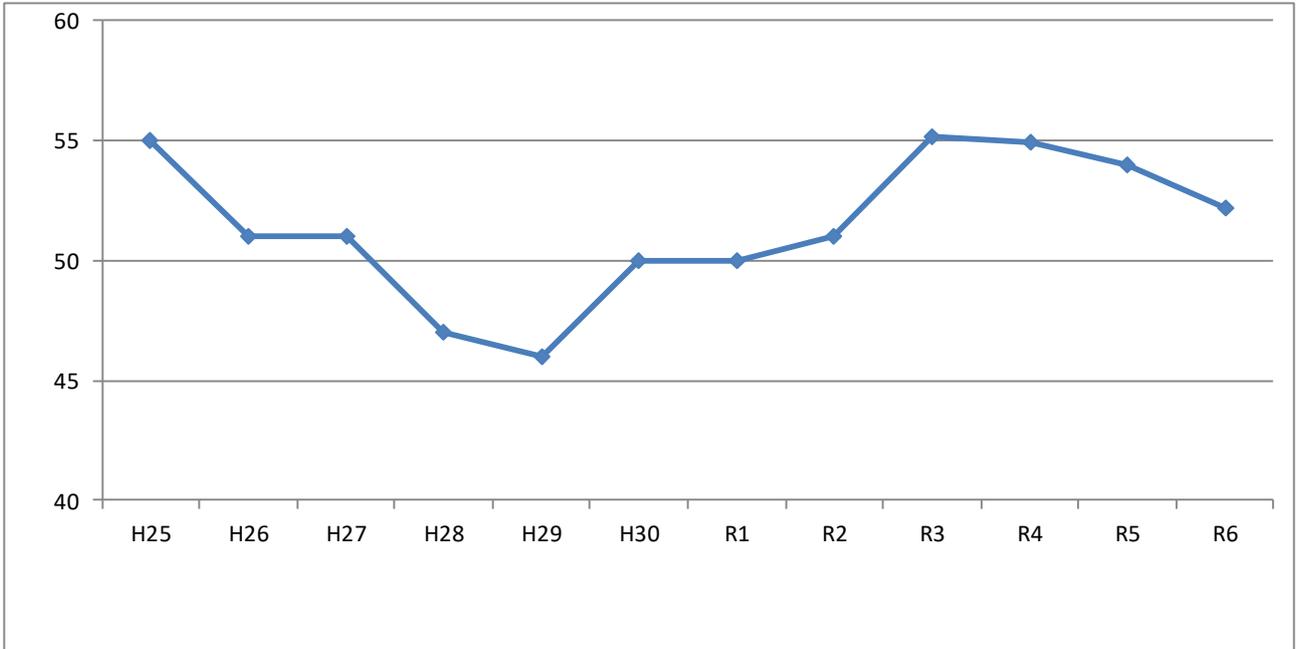
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	495	501	485	464	433	421	404	376	379	361	336	311



湯沢市ごみ収集量の推移（主な資源ごみ：ペットボトル）

単位：t

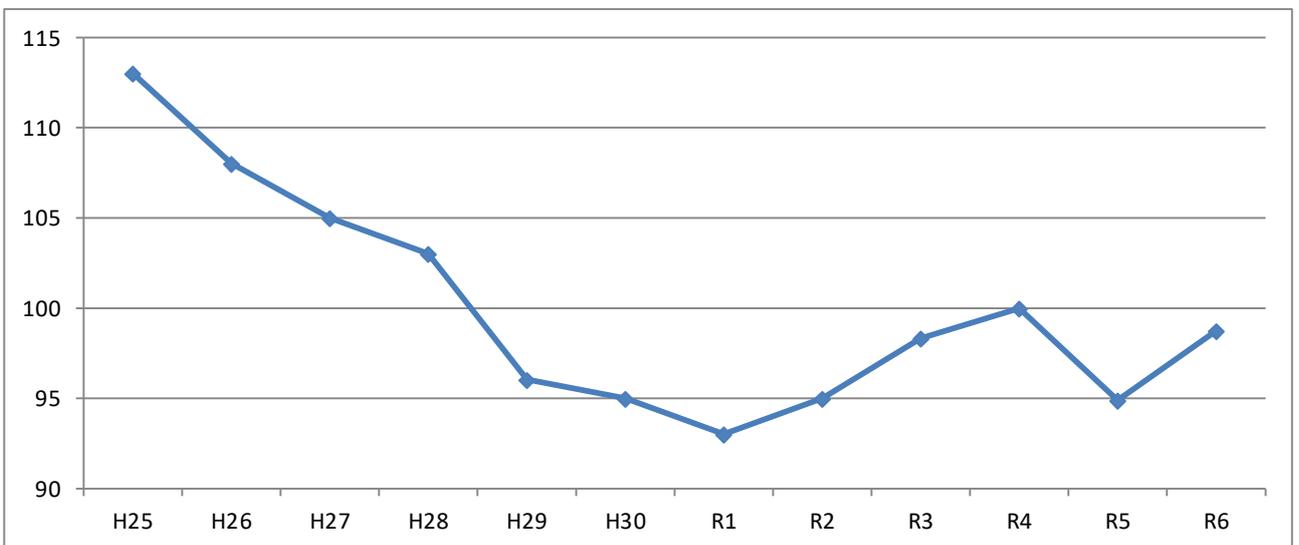
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	55	51	51	47	46	50	50	51	55	55	54	52



湯沢市ごみ収集量の推移（主な資源ごみ：その他プラスチック類）

単位：t

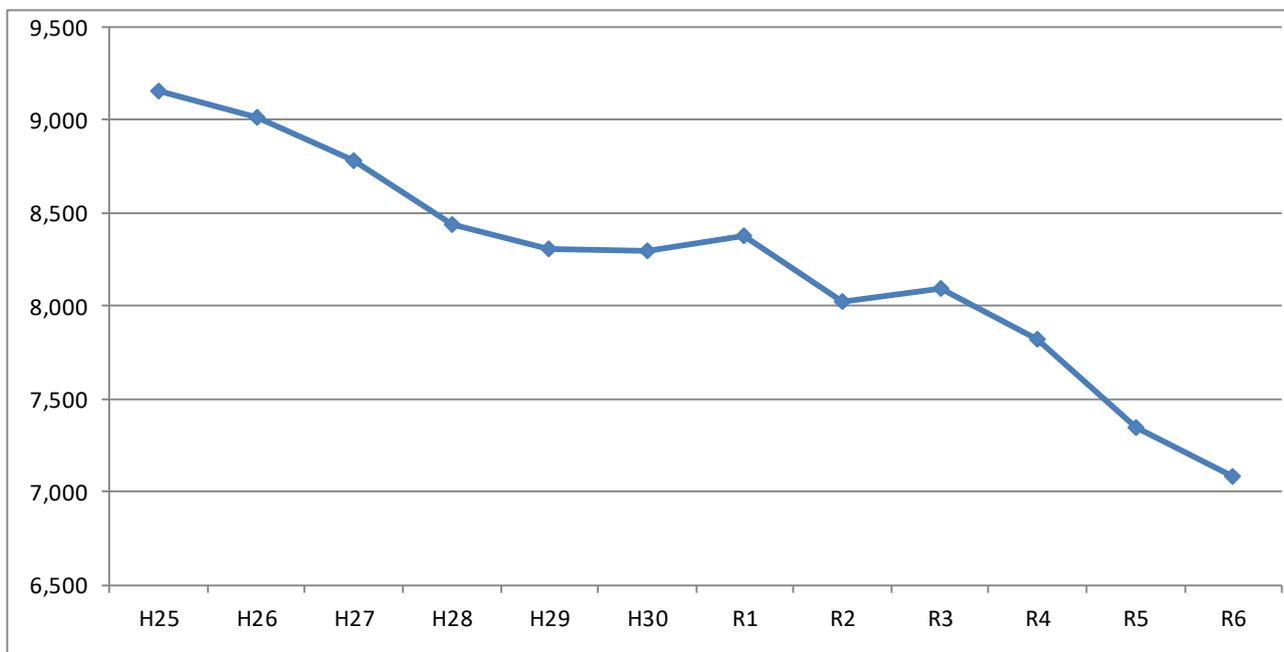
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	113	108	105	103	96	95	93	95	98	100	95	99



湯沢市ごみ収集量の推移（主な「家庭系ごみ」：燃えるごみ）

単位：t

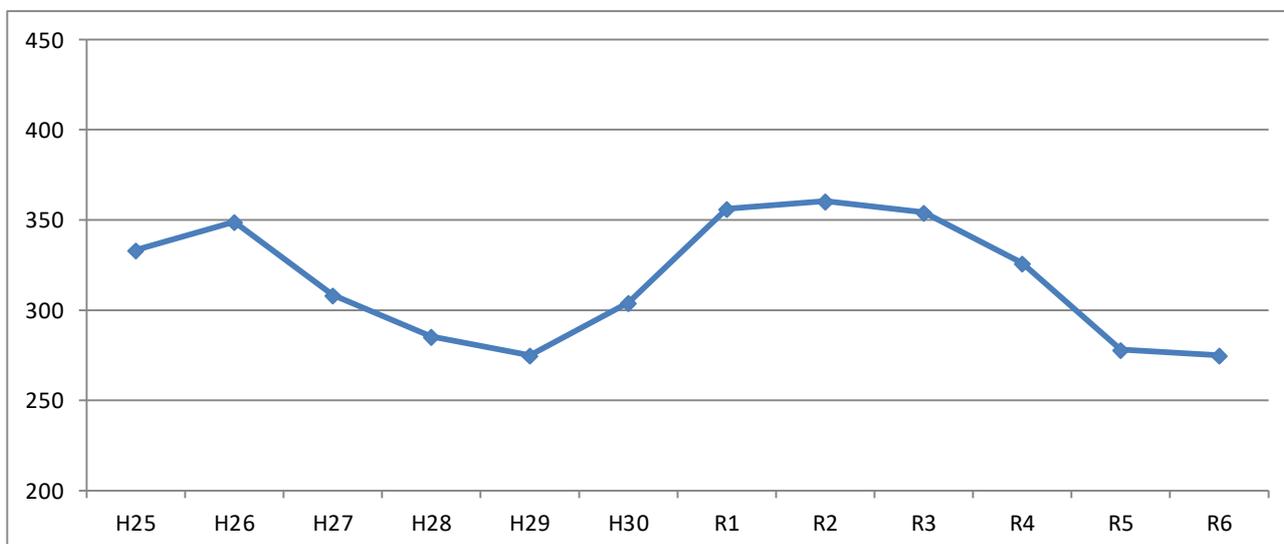
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	9,151	9,017	8,783	8,441	8,309	8,297	8,375	8,022	8,098	7,819	7,348	7,082



湯沢市ごみ収集量の推移（主な「家庭系ごみ」：燃えないごみ）

単位：t

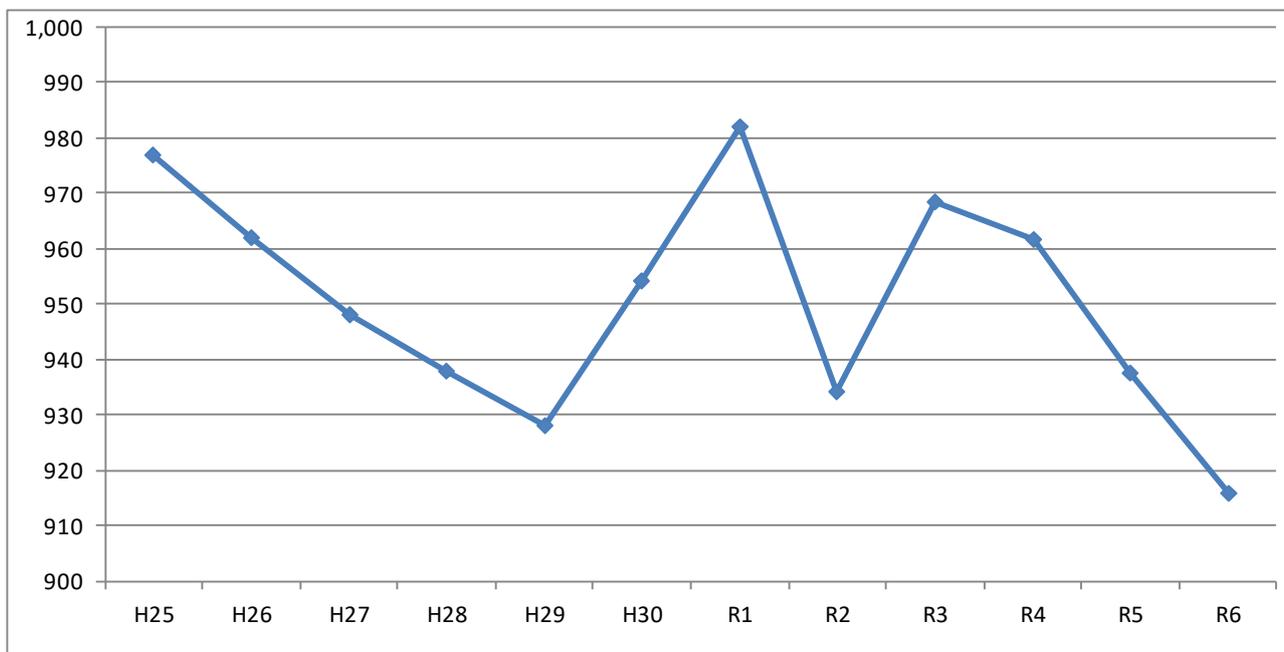
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	333	349	308	285	275	304	356	360	354	326	278	275



湯沢市ごみ収集量の推移（1人1日当たり「ごみ排出量」）

単位:g

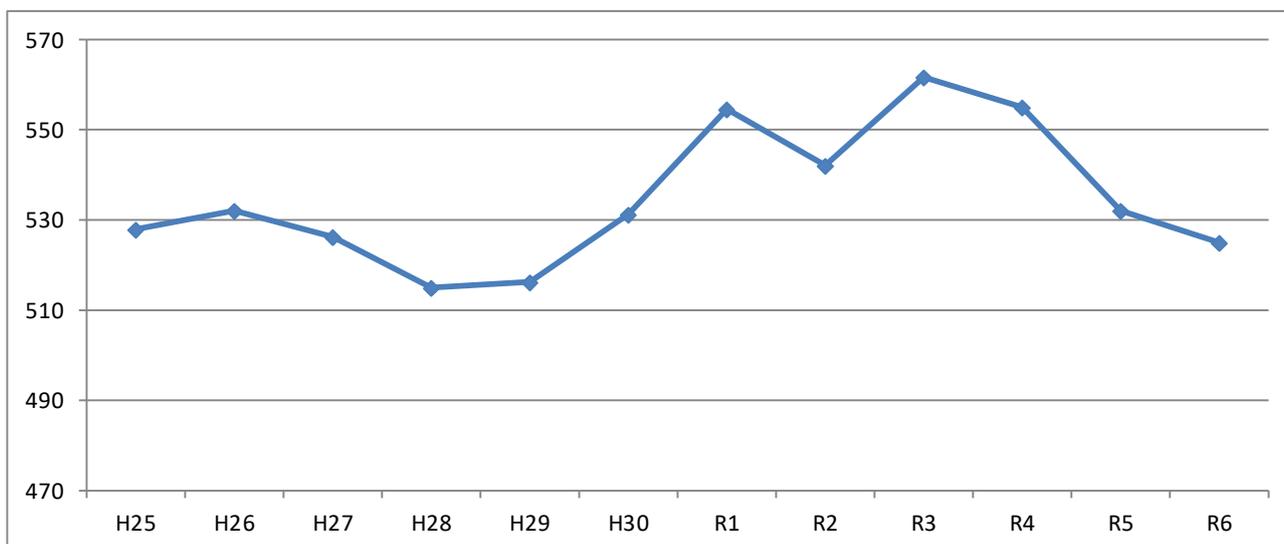
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	977	962	948	938	928	954	982	934	968	962	937	916



湯沢市ごみ収集量の推移（1人1日当たり「家庭ごみ排出量」）

単位:g

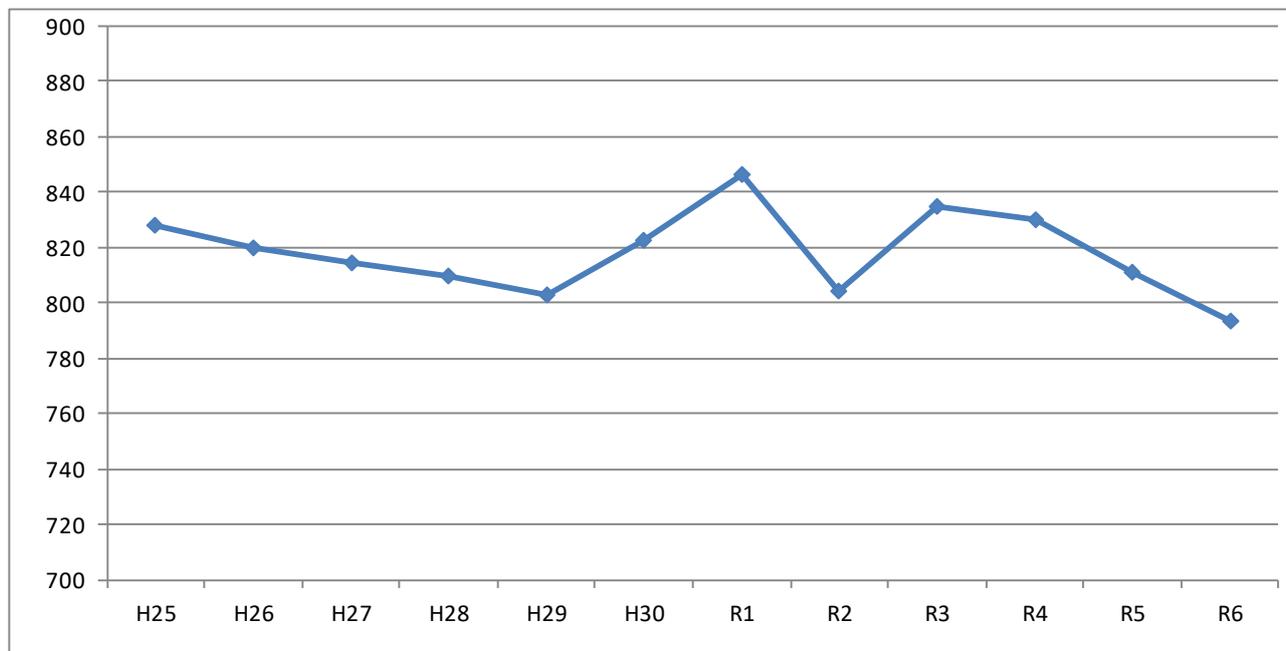
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	528	532	526	515	516	531	555	542	562	555	532	525



湯沢市ごみ収集量の推移（1人1日当たり「ごみ焼却量」）

単位：g

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	828	820	815	810	803	822	846	804	835	830	811	793



第5節 今後のごみ処理

1 基本理念

本市の総合振興計画に定められた将来像を基にして、「ごみ処理」にかかる基本理念を

「未来へつなごう 循環と共生のまち ゆざわ」
～一人ひとりの行動で広げる3Rと持続可能な暮らし～

と定め、市民ひとりひとりが自らの生活環境を再確認しながら「ごみの発生」を抑え、積極的にリサイクルを進めることで、資源循環による持続可能な市民生活を構築するものです。

※3Rとは・・・Reduce（リデュース：排出抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つのRの総称。

2 基本方針

基本理念実現のため、3つの基本方針を設定します。

（1）基本方針1 3Rの推進

ア リデュース（排出抑制）

廃棄物の発生を抑制し、資源消費を最小限にする行動を推進します。

イ リユース（再使用）

環境への影響に配慮し、繰り返し利用できる物品の活用を促進します。

ウ リサイクル（再生利用）

再資源化を積極的に進め、循環型社会の形成を図ります。

（2）基本方針2 廃棄物の適正処理

ア 効率的な処理体制の構築

廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進するため、効率的で持続可能なごみ処理体制を整備します。

イ 施設の適正管理と長寿命化

ごみ処理施設の適正な管理運営により、処理能力の確保と施設の長寿命化を図ります。

(3) 基本方針3 協働による循環型社会への転換

ア 意識改革と行動の促進

大量生産・大量消費型のライフスタイルを見直し、市民・事業者・団体・行政が世代を超えて協働し、持続可能で低炭素な社会への転換を進めます。

イ 地域ぐるみの取組推進

地域の特性や資源を活かした取組を通じて、誰もが参画できる循環型社会づくりを推進します。現代型の大量生産・大量消費によるライフスタイルを見直し、市民・民間団体・行政、若者から高齢者まで、全ての力を合せて、持続可能な低炭素社会への転換を図る意識の向上と施策の推進を図ります。

3 施策の展開

3つの基本方針のもと、次の施策に取り組みます。

(4) 基本方針1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

ア リデュース（排出抑制）

家庭や事業所に「必要以上のものを購入しない、持ち込まない」「過剰包装や使い捨て型のライフスタイルを見直す」など、廃棄物の発生源を断つことで、廃棄物の発生を回避しながら、使えるものは最期まで使い切り、特に食品については「料理の作りすぎや食べ残しを減らし、生ごみは水を切ってから排出する」など、食品ロス対策をはじめとした、家庭や事業所からの廃棄物の排出を抑制します。

イ リユース（再使用）

家庭や事業所では「捨てる前に別の使用用途を考える、必要としている人に譲る」「使用頻度に合せてレンタル品を使う、リターナブル容器を使う、できるだけ修繕や修理で対応する」など、製品や部品を再使用します。

ウ リサイクル（再生利用）

家庭や事業所での単独実施は難しい活動ですが、「廃棄物を資源として再生し再利用する再資源化」を行うこととし、家庭や事業所の排出者は「適切な分別」と「適切な再資源化ルートを経る」ことで、再資源化を図ります。びん・缶・古紙・ペットボトル・プラスチックなどを分別回収し、家庭・事業所・行政などが一体となって再資源化を推進するものです。

(5) 基本方針2 廃棄物の適正処理

ア 3Rの推進による「排出抑制」「再使用」「再生利用」を行っても、なお処分できない廃棄物は、廃棄物処理施設などでの適正な処理を行った後に最終処分場への埋め立てを行います。

イ 廃棄物処理施設は、適正な維持や保全を行うことで適正量の処理を維持しながら施設の長寿命化を図ります。最終処分場は、3Rの推進などによる埋立て処分量を削減することで長寿命化を図り、持続可能な施設の適正運営を広域的に進めます。

ウ 人口や担い手人材の減少を前提とした、効率的な廃棄物の収集・運搬・処理の方法を研究し、地域内での循環域圏の構築を目指し、かつ広域圏内での処理体制を更に充実さ

せます。

エ 不法投棄やごみ屋敷問題に対しては、対象者や関係者に直接の指導を行うなど、適正な廃棄物処理の体制の維持と循環型社会構築への理解を求めます。

オ 非常災害発生時の廃棄物処理の適正化については、湯沢市災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な処理に努めます。また、全国各地で発生した非常災害時の災害廃棄物処理実績を基に、都道府県域を超えた広域的連携体制を構築し連携する体制の強化に参画します。

(6) 基本方針3 協働による循環型社会への転換

ア 家庭、学校、職場、地域、その他あらゆる場で、循環型社会への理解を深め、環境教育等促進法に基づく「体験機会の拡充」や、学校教育における「児童生徒の発達段階を踏まえた環境教育の推進」などを通じて、環境教育、環境保全活動等を総合的に推進します。

イ 自治組織、町内会、市民ボランティア等との協働による環境保全行動(クリーンアップやごみ出し支援活動など)の実施や支援を行います。クリーンアップ活動や不法投棄対策により、美しいまちなみをつくり、維持する気運を高めます。

4 具体的な取り組み

取組1：3Rの周知と実践による廃棄物の減量化

→ あらゆる機会を通じ「3Rの推進」を広く市民に周知することで意識付けを行い、3Rの実践へとつなげることで廃棄物の減量化を進めます。

※3Rによりなお処分できない廃棄物は、適正処分を行い、最終処分場へ埋め立てします。

→ 家庭から排出されるごみの減量化と資源の有効利用の促進、循環型社会の形成と環境衛生の向上を図るため「生ごみ処理容器等購入費補助金」を推進し、環境負荷の低減に努めます。

取組2：食品ロス対策の推進

→ 家庭では、使い切れる量の食品を購入する、残さず食べきる、未利用食品を有効活用するなど具体的行動の実践を促進し、かつ、生ごみの水切りを徹底するなど排出量減量の啓発を図ります。

- フードバンク活動の実践、支援、啓発を図ります。
- 飲食店では「3010運動」の展開により、「宴会時・会食時」の食べ残しを減らすことでの食品ロス対策を推進します。
- 市内の食料品店や飲食店などが早めに売り切りたい食品を Web サイト上に出品し、その食品を利用者がお得に購入できる、お店と利用者をつなぐマッチングサービス「ゆざわタバスケ」の普及啓発により、事業所から廃棄される食品の削減に努めます。

取組3：廃食用植物性油回収の推進

- 家庭で使用した植物性油を市内の拠点で回収を行い、油のリサイクル化(バイオディーゼル燃料化など)を推進します。

取組4：ごみ分別適正化の推進

- わかりやすい「ごみ分別表」を作成・全戸配布し、「ごみ事典」や「ごみ分別のチャットボット」を作成し、市のホームページで周知することで、ごみ分別の適正化を啓発します。また、ごみ収集時に目視による適正分別確認を行い、分別不良の場合は、理由を付するなどして改善が図られるまで収集しないなど、ごみ分別の適正化を推進します。

取組5：資源ごみ回収の推進

- ビン・缶・古紙・ペットボトル・その他プラスチック等の資源ごみは、適正な、分別排出方法、収集方法、再資源化ルートを明確に示し、資源化の理解を得ながら、資源ごみの回収を推進します。

取組6：小型家電用品回収の推進

- 廃棄された小型家電用品から貴金属やレアメタルを取り出し再資源として有効活用するため、市有施設や各地域の拠点に設置した回収ボックスによる回収を実施・啓発し、推進します。
- 強い衝撃が加わると発火する恐れのあるリチウム蓄電池や乾電池、コイン電池、ボタン電池については、環境省より適切な収集・処分の対応が求められており、既存の小型家電用品回収ボックスの増設やリチウム蓄電池類の回収専用ボックスを設置することで、家庭から排出されるリチウム蓄電池等の回収体制の強化に努めます。

取組 7：衣類(古布)リサイクルの推進

- 衣類(古布)は、資源ごみとして回収しており(以前は「燃えるごみ」の扱い)、今後も継続することとし、収集量の動向に応じて、適切な収集体制の確保と啓発を推進します。

取組 8：不法投棄対策の強化

- 「廃棄物不法投棄の防止に関する協定」に基づいて、湯沢市自治組織連絡協議と湯沢警察署と湯沢市が、協働の理念により、不法投棄対策を強化します。
不法投棄に際しては、排出者を特定し、面会による個別指導を実施し、内容によっては、他の公的機関と連携しながら法的な措置適用も検討します。

取組 9：最終処分場長寿命化の推進

- 3Rの推進により最終処分場への埋め立て量を減らし、最終処分場施設の長寿命化に努めます。

取組 10：災害時廃棄物処理体制の確保

- 湯沢市災害時廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な処理体制の確保に努めます。

取組 11：環境教育・環境情報提供の推進

- 家庭、学校、事業所、地域などにおける、学校教育、社会教育として「環境教育」を推進することとし、「市役所出前講座」や「廃棄物処理施設見学会」などの環境イベントを通して、理解や体験の場の充実を図ります。
- 市広報、市ホームページ、ごみ分別表、ごみ収集日程表などを活用して、環境・ごみに関する情報提供を行います。

5 数値目標(令和12年度)

① 1人1日当たり	ごみ排出量	850g以下/人/日 (R3実績:968g) (R6実績:916g)
② 1人1日当たり	家庭系ごみ排出量	440g以下/人/日 (R3実績:562g) (R6実績:525g)
③ 1人1日当たり	ごみ焼却量	580g以下/人/日 (R3実績:835g) (R6実績:793g)

※令和12年度の推計人口を33,773人とします。(「湯沢市人口ビジョン」より)

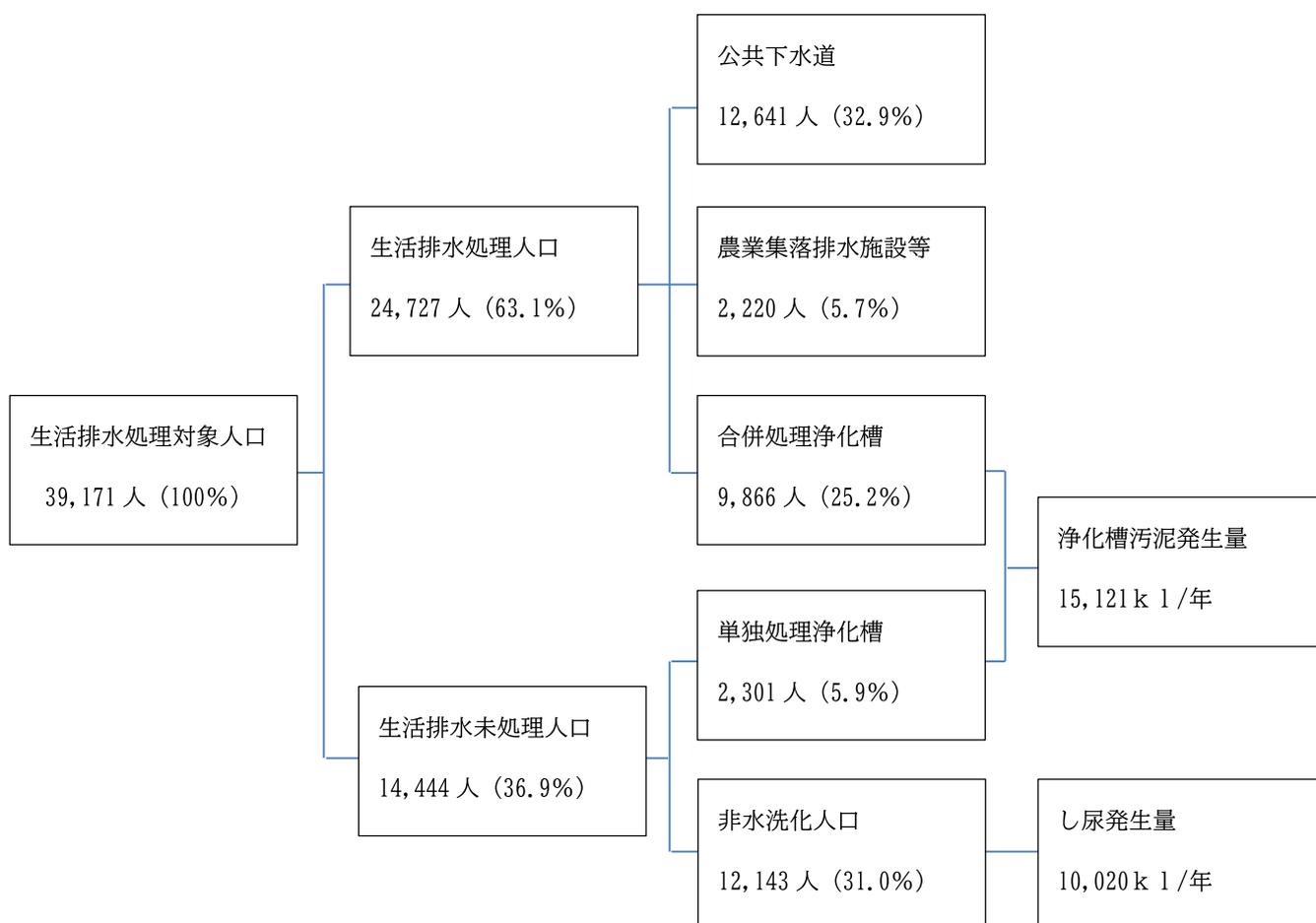
※国及び県が定める第5次循環型社会形成推進基本計画で示された数値目標を参考とします。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現状と課題

1 処理形態別人口の現状

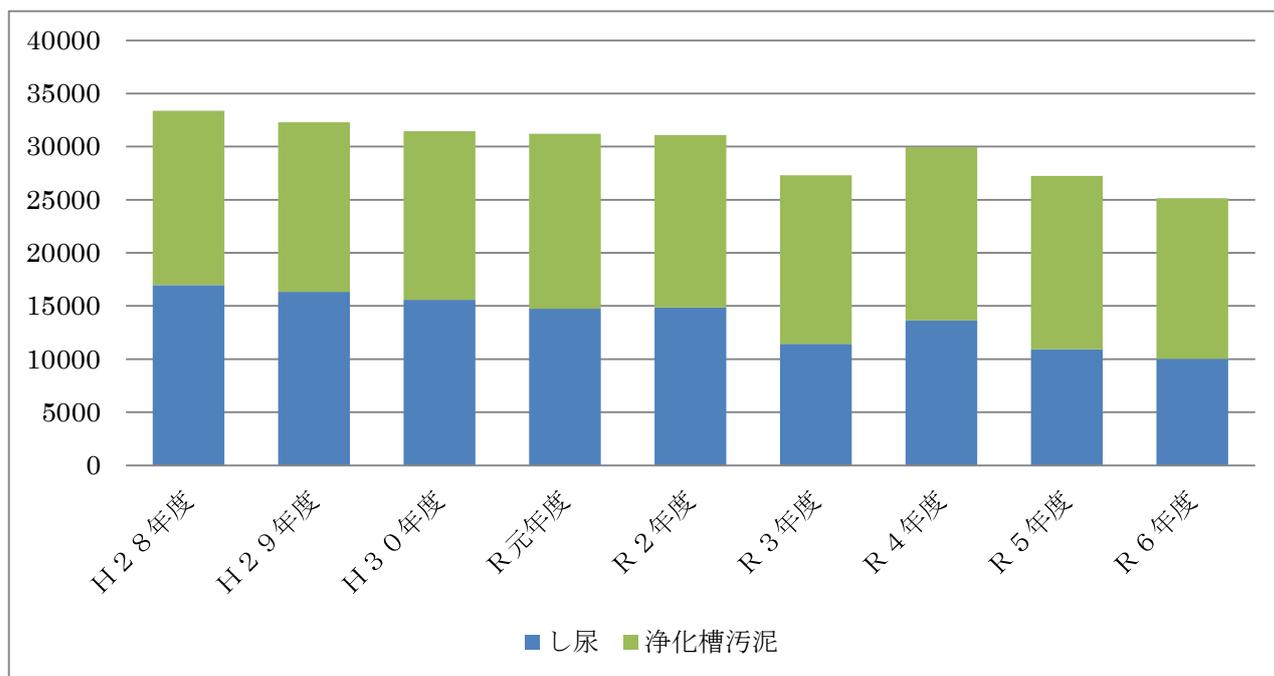
令和6年度実績における生活排水処理対象人口（総人口）は39,171人であり、うち生活排水処理人口は24,727人、生活汚水処理率は63.1%となっています。



2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

(k l /年)

区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
浄化槽汚泥	16,413	15,943	15,842	16,466	16,235	15,864	16,327	16,314	15,121
し尿	16,953	16,333	15,590	14,748	14,858	11,432	13,629	10,940	10,020



3 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理

人口の密集地においては、「公共下水道や農業集落排水事業等」による「集合型処理施設」を整備するとともに、地域的制約や経済的に集合型処理施設の整備に比べ「浄化槽（個別処理）の整備が有利である地域」においては、「合併処理浄化槽設置」を推進する必要があります。また、非水洗化（くみ取り）家庭の生活雑排水の処理を進める必要があります。

(2) し尿処理施設

湯沢雄勝広域市町村圏組合で管理・運営している清掃センターは、平成9年に竣工し、既に25年以上が経過しており、今後、設備の維持補修が課題となり対応が必要となります。

第2節 生活排水処理の基本方針

1 基本方針

湯沢市における生活排水については、快適な生活環境の確保と水質の安定を図るため、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を推進することにより「生活排水処理率の向上」を図ります。

2 計画目標値の設定

「基本方針」に基づく「生活排水処理率の向上」を図るため、人口の密集地においては、「公共下水道や農業集落排水事業等」による「集合型処理施設」を整備するとともに、地域的制約や経済的に集合型処理施設の整備に比べ「浄化槽（個別処理）の整備が有利である地域」においては、「合併処理浄化槽」の設置を推進するものとします。

生活排水処理の中長期整備計画目標（中期：令和12年度、長期：令和17年度）

区 分	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中期目標)	令和17年度 (長期目標)
生活排水処理対象人口 (総人口)	39,171人 (100.0%)	33,773人 (100.0%)	31,646人 (100.0%)
公共下水道	12,641人 (32.3%)	12,974人 (38.4%)	13,867人 (43.8%)
農業集落排水施設等	2,220人 (5.6%)	2,482人 (7.3%)	2,705人 (8.5%)
合併処理浄化槽	9,866人 (25.2%)	7,449人 (22.1%)	6,117人 (19.4%)
生活排水未処理人口	14,444人 (36.9%)	10,868人 (32.2%)	8,957人 (28.3%)

※「湯沢市人口ビジョン」及び「湯沢市生活排水処理整備構想」を参考に推計

3 生活排水処理計画

(1) 公共下水道の整備推進

湯沢市の公共下水道は、周辺環境改善の中心的な役割を担っており、積極的な加入の促進を図るとともに、整備構想の見直しなどを踏まえた、効率的な事業展開を目指します。

(2) 合併処理浄化槽の普及推進

公共下水道整備区域外の「くみ取り世帯」や「単独浄化槽設置世帯」に対して、浄化槽設

置整備事業補助金制度を活用しながら、合併処理浄化槽への転換を推進します。

(3) 最終処分計画

し尿処理施設で発生する汚泥は、たい肥化や固形燃料化などのリサイクルを推進し、残った残さは、埋め立て処分を行います。